

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議の開催について

〔平成24年6月26日
内閣官房長官決裁〕

1 趣旨

「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成24年5月25日閣議決定）に基づき、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の推薦候補選定等を行うため、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 有識者会議は、有識者により構成し、地域活性化担当大臣の下に開催する。
- (2) 有識者会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 任務

- (1) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、遺産価値及び保全方策の妥当性の評価を行うこと。
- (2) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、世界遺産登録への推薦候補の選定等を行うこと。
- (3) その他、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、関係機関等に対して、保全方策等に関する専門的助言を行うこと。

4 庶務

有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。